

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の協議資料に関する事項
- (3) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に局長、次長その他必要な職員を置く。

2 局長及び次長は、協議会の会長(以下「会長」という。)が指名する。

(職員の職務)

第4条 局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を総括する。

2 次長は、局長を補佐し、局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算の執行及び決算の調製
- (4) その他特に局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事項
- (2) 現金の出納に関する事項
- (3) 職員の休暇、出張命令、時間外勤務命令等に関する事項
- (4) その他軽易な事項

(文書の取扱い)

第7条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、会長の属する町村の関係規定を適用する。

2 協議会の発送文書の文書記号は、「幕更忠第 号」とする。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印は、会長印とし、その名称、ひな形、書体、寸法、管守者、用途及び個数は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の管守、取扱い等については、会長の属する町村の関係規定を適用

する。

( 職員の服務 )

第9条 職員の服務及び勤務条件については、職員の属する町村の関係規定を適用する。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、会長の属する町村の関係規定を適用する。

( 職員の給与等 )

第10条 職員の給与等については、当該職員の属する町村が負担する。

2 職員の旅費については、会長の属する町村の関係規定を適用して協議会が支給する。

( 公務災害補償 )

第11条 職員が公務によって生じた災害については、当該職員の属する町村が負担する。

( 補則 )

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月21日から施行する。

別表 ( 第8条関係 )

公印の名称	ひな形	書体	寸法	管守者	用途	個数
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会長の印	幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会長の印	明朝体	方 18 ミリメートル	局長	会長名により処理する文書	1